

人生あんしん事業



～あなたらしい将来を迎えるために～

身寄りがいない…

親族にお願いできない…

将来のことが不安だ。

でも…どうしたら？



コーディネーターが
あなたの人生をコーディネート！



わたしたちにご相談ください！

誰もが安心して地域で住み続けられるようお手伝いします。



社会福祉
法人

久留米市社会福祉協議会



人生あんしん事業



超高齢社会を迎え、支える家族もない、
自分が死亡した後はどうなるだろう…など
不安を抱えている方などを対象に、死後事務を
行うことで「自分らしく人生を終えられる」
そんなお手伝いをします。

下記の条件を満たす方が事業の対象となります。

- ① 久留米市内に居住する 75 歳以上の方、または慢性疾患等がある 65 歳以上の方
 - ② 契約能力を有している方
 - ③ 支援できる親族がいない方
 - ④ 生活保護を受給していない方
- ※原則すべての条件を満たす方とします。

実施するサービス

① 預託金によるサービス

事前に預託金をお預かりし、家財処分、葬儀などを実施します。

② 見守りサービス

2週間に1回の電話、3か月に1回の訪問による見守りを行います。

③ その他

官公庁などの手続き、公共サービスの手続きなどを行います。

利用料金

- ① 入 会 金 15,000円(初回のみ)
- ② 年 会 費 10,000円／年
- ③ 預 託 金 別途見積り(家財処分費・葬儀費用など)
- ④ 見守りサービス 無 料
- ⑤ 事業着手金 預託金の1割





契約までの流れ

相談 受付

- * 久留米市社会福祉協議会 **0942-34-3035** にご連絡ください。
面談の日程を調整します。



面談



- * 困っていることやご希望を伺い、一緒に考えます。
例えば…
 - ・家財処分
 - ・葬儀・納骨に関わる相談など

(納骨・永代供養の契約などにかかる費用は相談者の自己負担です。)



引渡人 の指定

※ 引渡人とは…

利用者の死亡時に預託金の精算など必要な手続きを行う人のことです。

引渡人が
いない場合

公正証書による遺言の作成

(公正証書の作成にかかる費用は相談者の自己負担です。)



契約

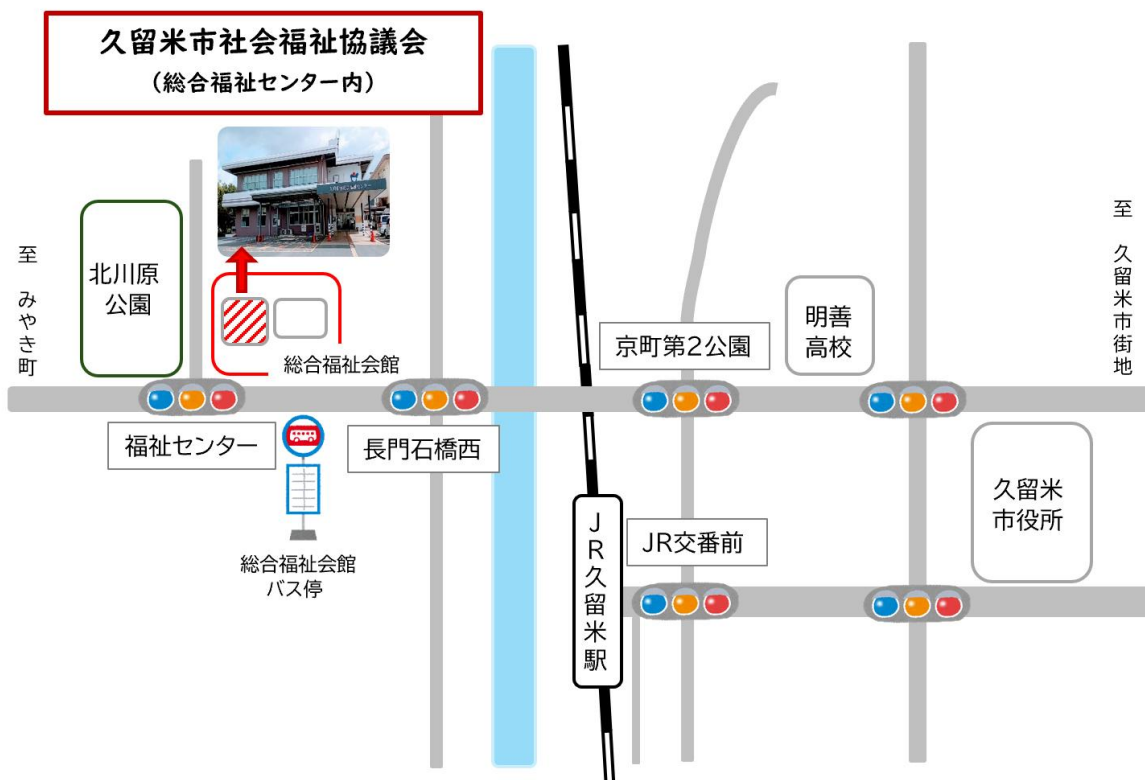
- * 相談者と久留米市社会福祉協議会が契約を結びます。



契約後 の支援

- * 2週間に1回の電話や、3 か月に1回の訪問による見守りを行います。





社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会

郵便番号 830-0027

住 所 福岡県久留米市長門石 1 丁目 1 番 34 号

電 話 0942-34-3035

ファックス 0942-34-3090

受付時間 月曜～金曜 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
(土・日・祝・年末年始を除く)

